

## 《研究ノート》

J. H. クラパム 『近代イギリス経済史 第3巻 第4編 機械と国家間抗争  
1887-1914年 付：エピローグ, 1914-1929年』要綱, 第5章一ノ瀬 篤  
(岡山大学名誉教授)

## 第5章 商業および産業組織

## (1886-1914年間の基礎的な商業・金融組織の変化は軽微)

1886-1914年間の商業・金融機構における変化は、合本方式と有限責任制の普及を別とすれば、ごく僅かである。鉄道、海底電線、蒸気船は、1880年代までに速度増進や無用部分の整理・除去という主要作業を終えていた。綿と穀物の先物取引は確立されていたが、この取引に不適な羊毛や木材の先物は従来のみであった。ブリテン銀行業の集中と一体性が進み、国民経済生活の中核であるロンドン貨幣市場も効率が高まった。しかし、本質や機能の重要な修正は殆どなかった。株銀の外為業務への進出も、革新というようなものではなかった。狭義の貨幣も不変のままだった。スコットランドと異なり、イングランドでは1ポンド銀行券は使われなかった。イングランドでの銀行券発行は殆どBOEの手に集中されたが、誰にとっても実質上の違いはなかった。ますます多くの人々が銀行口座を保有するようになったが、賃金支払いには銀行券は殆ど用いられなかった。現金決済取引の割合や銀行に払い込まれる現金の割合は、疑いもなく減少していたが、これらは経済活動の活発な地域では、既に80年代までに非常に低くなっており、いっそうの変容の余地は殆どなかったのである。ロンドンに取引店や本店を有する預金銀行のメカニズム（余剰資金を首都に吸い寄せる役割を果たす）が、銀行業の大合同によっていっそう有効になったことは確かだが、それもバジヨットが『ロンバード街』を書いた1873年には既に感知されていたことだった。恐らくロンドンの諸事態で最も重要な変化は、外国人によるロンドン預金の絶えざる増加であった。戦前の数年間に、この預金は英国の銀行による対外貸出を上回るようになった。そしてついには、国際的なトラブルが生じたとき、対内貸出に微妙な影響を与えることになった。

## (銀行業の実務・機能の変化)

BOEは、70年代から80年代初期に比べると、金準備の中心機関としての地位と責任をいっそう自覚し、その役割をよりよく果たすようになっていた。1890年、1906-07年、1910年の理事達の行動は、これを示している。『ロンバード街』は再販を重ね、バジヨットの政策が定着した。BOEは金融トラブル時には高い利率で自由に貸し出したのだ。国庫の重要性は格段に高まった。とくに1902年にTB利用が飛躍的に拡大されて以来、BOEの信用統制力が間接的に強化された。即ち、BOEによる旧式の一時貸付方式（Ways and Means Advance）の場合、市場に貨幣が流れてしまうが、TB発行による場合は、TBを買い受けた諸銀行が種々の支払いをするにつれて緩やかに市場にリークしていくにすぎない。また、BOEは、市場利率と国際金移動を統制すべく、公開市場操作の技術を開発していた。折々、BOEは金輸入者に直接援助を与えたり、他のやり方で金の流れを誘導していた。上記の諸事情と政策は、外国の銀行・国庫が利用出来る金ストック（ロンドンに吸引が可能）が大増加したことと相まって、イングランドの地位を楽なものとし、1907年の国際的危機を容易に切り抜けさせたと言える。アメリカでは銀行が店を閉ざし取引が停滞している時に、ロンドンでは7%の気配だけで十分だったのである。その後は既述のように、指導的な株銀がブリテンの金準備を守る手助けをするという義務を認めたのだった。

この頃、銀行が「顧客に引受を自由に利用させることで、為替手形の創造において、ますます大きく重要な役割を占めつつある」と言われていた (H. Withers, *The English Banking System*, 1910, p.39)。引受商社たるマーチャント・バンカー達は、これに憤慨していたが、その憤慨も既に1875年にはおなじみのものだった。しかし、彼らは1915年になっても依然として非常に強力で裕福、かつ社会的に敬意を払われていた。彼らはあれこれの商業手形や一定額までの融通手形を引き受け、著名で金融的に有力な顧客には白地手形を発行することもあった。また外国政府の代理人として行動し、その債券発行にも携わった。外為取引も行った。従来同様、多くのBOE理事や総裁達の供給源でもあった。

ビル・ブローカーもしくは割引商社 (discount houses) の地位や仕事にも大きな変化はなかった。ただ、長年に亘って国内商業手形の使用が減少していたこと、電信手形との競争、貿易手形における銀行との競争などによって、その活動局面は削減されていた。1911年以降の割引グループは、3つの強力な公開株式会社と20ほどの個人企業で構成されていた。彼らは銀行から借りた資金もしくは公衆からの預金を用いて、手形を買い入れ、それを期限まで保有するか再販売するかであった。このグループの下には、単なる手形ブローカー、即ち長らくランニング・ブローカーとして識別されていたグループが残存していた。彼らは手形の買い手と売り手を付け合わせ、手数料を取っていた。

19世紀中葉の貨幣市場の仲介者であった「マネー・ブローカー」は、階層としては完全に死滅していた。しかし、1900年頃、この名称が別のグループに適用されることがあった。即ち、相当に有力な証券取引所の業者に対してであって、彼らは銀行から良い条件で貨幣を借り、大きな利益を得て小規模ブローカーに又貸ししていた。彼らは真のブローカーではなく、仲介業者にすぎなかった。

#### (証券取引所)

銀行の資金量と株式取引が増大し、割引を求める手形の数が減少したので、証券取引所への金融が銀行家達の関心事になっていくのは不可避だった。「ほぼ全ての『専門家の投機』」が銀行資金で行われており (W. A. Cole, *The relation between banks and stock exchanges*, *Journal of the Institute of Bankers*, 1899, p.409)、投機の盛んだった90年代には、銀行は大いに批判された。この時期には金鉱、醸造業、ゴム等々の産業が盛況で、証券取引所はますます大規模化し繁忙になり、反動でその後は収縮が生じた。大規模化のピークは1905年で、会員数は5,567人となった (1877年の会員数は2,000人強にすぎず、増加は殆どが1886年以降)。1904年に取引所委員会は会員数削減のために、門戸を少し狭める政策を採った。この政策や投機活動沈静化のために、会員数は1914年には4,855人に減った。

1905年頃、古くからあったブローカーとジョバー間の明確な区別は、かなり曖昧になっていた。ブローカーの一部は特定クラスの証券に特化してジョバー同様「値付け」をし始めた。ジョバーからではなく外部の企業 (南アやアメリカの企業) から証券を買うブローカーも出てきた。ジョバー達も、ブローカーではなく外部者から直接に買うことによって報復した。とくにウォール街との裁定取引や、これに類似した地方証券取引所メンバーとの迂回取引 (shunting) がそれに該当する。取引所は1908年にこれらの密漁的取引を抑制すべく、取引規則を改訂した。改訂は、全体として所期の目的を達成した。

地方証券取引所の数も地位も上昇した。1877年委員会当時は、重要なのはリヴァプール、マンチェスター、グラスゴーの3取引所だけだった。90年代の初めになっても、加盟員はリヴァプールで160、グラスゴーで140、マンチェスターで75ほどにとどまり、その他はエディンバラを除けば加盟員30にも達していなかった。しかしリヴァプールの主導下に、1890年には (地方) 証券取引所協議会が組織された。その目的は取引規則・慣行の調整、ロンドンに対する地位の向上、証券取引業者とその顧客の利益への配慮などだった。1891年の証券虚偽譲渡法は地方取引所 (とくにリヴァプール) の地位を大いに高めた。

リヴァプールでは長年、とりわけ英米の保険会社株取引が盛んだった。またグラスゴーは造船、鉄、ペ

イズリーの糸, マンチェスターは鉄道, 運河, それに90年代後半からは繊維コンバインなどの株を取引していた。これら3都市では一般的な投資も盛んだった。また自転車・ゴム・自動車産業の発展に伴って, パーミンガムが前面に出てきて, 1914年までには会員数でエディンバラを抜いたが, マンチェスターよりは下位のままだった。

地方株の取引は活発だったが, ロンドンの取引所に知られている銘柄は少なかった。地方内部で付け合わせ得る取引に地方ブローカーが対処したのは当然だが, ロンドン以外では特定市場に専門化したジョバーが発達しなかったので, 地方が収集した取引の大半はロンドンのジョバーに流れた。尤もロンドンでは専門的な裁定取引に加えて, 時には顧客のために地方での売買も行っていた。そこでの手数料や決済日はロンドンでの慣行に鞆寄せされたので, 本質的には国全体として単一の株式取引市場があったことになる。但し, ロンドン市場は地方取引所全てを合計したものの4ないし5倍の規模であった。

#### (保険会社)

取引所の顧客の中では保険会社が最も重要だった。その仕事は本質的に不変だったが, 人々の生活の中ではますます必要なものとなっていた。保険会社の投資行動は非常に堅実で, 鉄道社債や最良の産業社債以上の条件を要求した。彼らは手堅かったし, 倒産もしなかった。古い会社は時折吸収されたが, 潰れるものはなかった。火災保険会社の数は非常に増えて1875年の66社から1913年には147社になっていたが, 實際上, この時期の終わり頃には保険料や支払額のほぼ全てが31社によって占められていた。1913年の最大火災保険会社6社の中で, 最も新しいコマーシャル・ユニオン社ですら創業後50年を経過していた。その他は全て90歳以上で, 最古のサン社(既述)は200歳を超えていた。その他の会社では潰れるものもあったが, それは新規参入者であって, それもごく稀だった。

80年代までに, 国内では火災リスクの対象となる重要物件の殆どが付保されたので, 大保険会社は, 巨額な海外・外国のリスクを, それまで以上に担うようになった。彼らの多くは海外, とりわけアメリカに子会社を持っていた。1906年のサンフランシスコ地震に伴う大火災にも時機を失することなく, 堅固な精神で支払いを完遂した。リヴァプールで1891年に設立された比較的新しいステート・アシュアランス社は大打撃を受けたが, 危機を切り抜けた。大会社はむしろ楽々と対処できた。尤も緊急時のための準備資産を半分ほど失った会社は2, 3あった。全体としてブリテンの損失は1,000万ポンドほどで, これらは完済された。アメリカの保険会社の多くは倒産したが, ブリテンでは倒産はなかった。

海上保険は標準化され, ブリテンの商業船舶は80年代までに, ほぼ全般的に付保されていた。諸会社やロイズの個人引受業者達は, あらゆる海のあらゆる船舶に対してますます膨大化する仕事をこなしていた。引受業者達は海上以外の新種保険を実験していた。自転車, 自動車などの新たなリスク創造者がその機会を与えていた。

火災・海上保険業務の大半, そして最良部分は, 比較的少数のグループの手中にあったが, 総数としては1913年に240ないし250程度の数のあらゆる種類の保険会社があった。そのうち50以上が1886年以降の設立だった。その多くが特殊化されていた。特殊化傾向は86年以前からあったが, 86年以降に多くの例が見られる。鉄産業雇用主責任保険, 全国家畜保険, 等々, 非常に多様だった。全体として見れば, 会社丸ごとの特殊化よりは, 新旧を問わず代表的な会社が活動を多様化させたことこそが, 時代の特徴であった。但し特定保険に特化するのではなく, 一般保険をも志向していたことは注意を要する。多くの新会社の名称が, それを示している。自動車および一般保険会社(1906), 印刷業および一般保険会社(1907)などがその例である。業務多様化の代表格は1888年設立のブリテン法・火災保険会社だろうか。この保険会社は25年後には, 火災, 事故, 疾病, 盗難, ガラス破損, 労働者賠償などに付保していた。新たな保険対象リスクが絶えず認識され, 付保対象として工夫され, 通常はまずロイズによって実験され, それを若い会

社が取り上げ、その後は旧来からの会社が引き継ぐという形であった。

大きな火災保険会社は全て他の保険も手がけていたが、上記240-250ほどの企業のうち100ほどは火災保険を全く扱っていなかった。そのうち42社が生命保険会社として特化しており、その中にはいわゆる産業会社（Industrial Companies：内容的には Industrial Insurance Companies）があった。これら企業の「産業」事業というのは、賃金稼得者から毎週お金を集めてその大部分を葬祭費用に支払うというものだった（いわゆる「産業生命保険」）。これら産業保険会社の頂点には、今や巨大化したブルーデンシャル社が君臨していた。同社は産業保険事業の過半を抑えており、1,900万件もの保険証券を発行していた。その平均的な額は10ポンド強程度だった。その他に同社は大規模な「通常」業務も行っていた。これは巨額の保険を掛ける余裕はないが週決めで保険料を支払うほどには零細でない人々を対象としており、1913年の同社帳簿には90万件が記載されていた。保険金額の平均値は100ポンド強であった。小規模事業者、事務員、恵まれた層の賃金稼得者などがその対象だった。

これら産業保険会社の発行するものを含め、1913年には303万6000の有効な「通常」保険証券が存在し、その保証総価額は8億3600万ポンドだった。当時、UKには約110万人の所得税納税者が居た。したがって、仮に上記304万人弱の人々のうち産業保険会社が保険する100万人強の人々を除いたとしても、数百ポンドの額の生命保険に入っている人々は所得税納税者よりずっと多かったのだ。

（安全性への欲求と事業者団体：事業者団体の諸タイプ：その多様な機能：価格統制）

保険の成長と多様化は、安全性と心の平安への欲求を示しているが、これはこの時期の社会がリスクや冒険の持つ魅力を放棄したことと関係するようだ。当時ドイツでは、英国に対するその種の評言がしばしば聞かれた。この時期の社会が冒険やリスクを回避する傾向は、各種事業者団体の急成長とそのいっそう制限的な政策の採用にも表れている。この事業者団体成長の雰囲気にも包まれて、巨大な合本合団体や近年登録された公開私会社、或いは今なお圧倒的に多数の私的パートナーシップや家族企業などが、平時最後の10年間に仕事をしていたのだ。

『トラストに関する委員会報告書』（1919年）は、「事業者団体の圧倒的多数が、19世紀末以降に現れた」としている。つまり、90年代後期の大同運動が当初の勢いを失って以降、ということになる。事業者団体は合同の代替物だった。団体は劣位企業群に訴えるものがあった。南ア戦争後の景気・会社設立の停滞期には、巨大規模の合同計画は時代後れになっていたのだ。しかし事業者団体は、およそ新しいものではなかった。19世紀全体を通じて、正式の事業者団体がないままで暗黙裏に価格協定をするやり方は、種々の産業において数多く存在した。「自由で公開的な競争」が完全に達成されたことはなく、普遍的に誠実に望まれたことなどもなかったのである。前述のように、90年代後期の合本合同の中には、正式の事業者団体から生まれたものもあった。ただ、1900年以前のみならず1914年以降においてすら、秘密性という古くからの根強い伝統があった。戦時中の或る審問会で、針金業の或る経験豊かな会長は「価格協定団体が不評なので、まるで後ろ暗いことがあるかのような秘密方式になってしまった」と説明している。彼の言に依れば、針金業では1884年以来「政治的な団体」があった。価格協定は、明らかにこれを母体として新世紀になって生まれたのだ。針金業での事態の展開は非常に典型的なものだった。

価格もしくは生産量の規制を旨とする事業者団体の大部分は、企業丸ごとではなく商品や密接に関連した商品群をベースにしていた。同じ企業が針金、針金製ネットなどを作ることはままあるが、所属事業者団体は別であった。したがって、多面的に事業を行っている企業が、幾つもの事業者団体に関連することがあった。例えば鉄鋼業者の場合、鋼板価格の最低限を協定する方が、山型鋼や種々の圧延鋼の最低価格を設定するより容易なので、前者用の事業者団体がまず出来て、その後に後者を対象とする団体が生じる、というよう具合だった。つまり、事業者団体が相互に排他的ではなく重複的な場合があった。煉瓦事業の

場合も同様だった。

鉄・鋼および関連事業が事業者団体の温床であったことは既述の通りである。石炭業と塩業の場合を別とすれば、価格固定と生産規制に関して、この業界ほど長くて興味深い歴史を有する業界はない。1914年までには、この業界では80ほどの種々の事業者団体があった。そしてその大部分が価格もしくは生産量、或いはその両方を規制しようとしていた。そのことを明示的に認める団体もあったし、婉曲にしか認めない団体や何も語ろうとしない団体もあった。

規制が最も明示的かつ興味深いのは ベッド台枠製造業者協会 (Bedstead Makers Association : BMA) の場合だろう。同団体の規則は1912年制定とされているが、実際はそれ以前からあったようで、1893-1900年間の経験を基にしていた。当時、いわゆるバーミンガム同盟 (Birmingham Alliances) が盛んに政治経済上の議論的になっており、BMAはその先駆者だった。雇用者と被雇用者が団結して既得の独占的権益を守るとするのがその内実であって、労働者達は高賃金や良い労働条件と引き替えに業界の利益を守ることを約した。この協約の推進者は、これで社会問題解決の鍵を見出したと考えて、大いに宣伝活動も行ったが、彼らの独占化で不利になる有力な小売業者達の反対によって崩壊した。

BMAの後継者は、今度は労働者との協約というリスクの多い方策を回避した。後継BMAは当初は価格カルテルとして出発したのだが、プール生産方式 (pooled production) へと進んだ。構成員は団体協約の結ばれた前年の生産量に比例してその年の需要量の一定シェアを割り当てられた。このクォータ方式は、その後の産業界ではおなじみになったが、当時のブリテン産業界では、むしろ稀なものだった。流通業者への統制を確保するために、BMAはもう一つの方式、即ち購入を同団体からだけに限った流通業者には延戻金 (deferred rebate) を提供するやり方を採用した。まさにこの種の政策のために流通業者達が敵に回り、有力な流通業者が彼らに公然と反対するようになったのだ。敵対者達はBMAの評判を落とすために、いっそう強力で包括性のあるWM (Wallpaper Manufacturers : 先述) と対比した。後者は事業者団体ではなくてコンビネだったが、或る大流通業者は、WMは種々の工場を知的・効率的なやり方で特殊化することで消費者に利益をもたらす、小売業者に対してはあらゆる適切な配慮を示した、と評していた。

BMAの人々も、組織面や構成員への強制という面では、当時のあらゆる事業者団体と同程度のところまでしか進んでいなかった。中央販売機関 (当時のドイツのカルテルでは普通だった) を設置した事業者団体はなかった。たしかにコートツは見事に管理された販売部を持っており、前述のEnglish Sewing やリスターのマニングラム絹工場はこれに参加を認められていた。しかし、これは通常の事業者団体ではなく、むしろ同盟 (alliance) であった。3社の製品は殆ど競合関係になかった。種類の異なる糸を扱う無数の小売業者に対処するための共同機関を持つことは偉大な節約と言うべきで、とくに輸出市場に関してはそうだった。3社とも輸出には大いに依存していた。

金属業やその縁辺産業の幾つかの団体では、生産量の規制に集中し、価格は成り行きに任せていた。鋼板製造業者協会 (Steel Sheet Makers : SSM) がその例であって、ここでは各構成員にクォータが割り当てられた。クォータを超過して生産した場合は罰金を払い、逆に下回った場合は戻し金を受け取った。効率企業の犠牲において、非効率企業に補助金を出す結果となっていた。

このような温情政策が国民経済的に見て妥当なのか、或いは永続可能なのかは問題である。プール採算制 (pooling system) は、傾向としては産業の基本政策を型に嵌めてしまうものだったし、SSMのスポークスマンも、この政策は単に非効率企業の安楽死を意図しているにすぎないと考えていた。

1911年に、BMAよりも大規模でいっそう重要な組織が、建築業向けの通常の金属鋳物製品を供給する企業間で完成された。全国軽金属鋳物協会 (National Light Castings Association) がそれである。その代表者達は、長く続く深刻な不況の後に協会が組成された、と述べている。同協会が1911年以降の上昇市場

で活動を開始出来たのは幸運だった。協会の計画も作業も卓越したものだ。協会は通常の政治上の政策や労働政策の他に、標準化、特殊化、調査を奨励し、情報収集のための中央情報交換機関（central clearing house）の設立を提案した。これらは全て1914年以前に始められた。また同協会は延戻金も提供した。生産プール制はとらなかったが、価格協定には言及している。代表者の言によると（1918年）、価格協定は外国からの競争があるために、濫用される危険性はないというのである。

他の事業者団体やコンビネも成長してきて、程度の差はあれ、木材、木工品、砂利、砂を除く大部分の建築材料を統制した。壁紙とセメントでは大規模コンビネがあった（既述）。タイル、煉瓦、鉛管、衛生陶器類についても、団体があった。板ガラスでは、UKの僅か二つの製造業者（PilkingtonsとChances）の間で価格協定が結ばれていた。全国ペンキ・絵具・ニス製造業者連合（National Federation of Paint, Colour and Varnish Manufacturers）は、形式上は価格や生産量の統制をしていなかったが、その結成は少なくとも協働の機会を与え、会合を開いて価格問題に言及しないことはあり得ない。ブリテン電気製品・関連品製造業者協会（British Electrical and Allied Manufacturers : BEAM）は標準化と調査に関心が深く、価格や生産量の統制は行わなかったが、製品流通や販売政策にかんする協同行為を奨励していた。

全体的に見て、通常の小住宅用建築素材は価格的には4分の1ほどが完全に、4分の1ほどが部分的に、統制されていた。しかし結論は、それよりも印象の弱いものとなる。というのも、小住宅のコストの大部分が用地および労働の価値（labour value）から成っているからだ。完全に統制された素材は、総コストの10%以下でしかなかったし、どんな事業者団体も価格を人為的に20%も吊り上げようとするほど愚かではなかった。事業者団体の政策によって住宅建設のコストが目に見えるほど上昇する危険性は小さかった。最も印象深いのは、住宅建設という、この古くからの全国的ビジネスに関連して、事業者団体が急成長したことだ。

住宅装備関連では、ベッド枠や壁紙の事業者団体の他に、とりわけリノリウム・床布製造業者協会（Linoleum and Floorcloth Manufacturers Association）が看過できない。この協会自体の説明でも「価格に関する意見一致と、これまでは価格切り下げの回避とが目的」だった。この簡潔な説明は、住宅建設・住宅装備関連以外の多くの団体にも大いに妥当する。

事業者団体はほぼ全て政治的機能を果たしていた。つまり、当該業種の利害に関連する立法や既存法の改変の監視である。またほぼ全てが、対労働者政策を手がけていた。労働政策こそ、多くの団体にとって設立の原初的な原因だった。多数の団体が、専らこれら二つに注力し、他の事はあまりしなかった。BEAMによって実施された製品の質への配慮などは近年のことであって、普遍的な目的などとはとても言えなかった。尤も1899年のケーブル線製造業者協会（Cable Makers Association）が、初期の例として存在する。この協会は「標準規制を行ない、質を維持する」予定だった。また同協会は、入札と契約の形式を標準化した。そして品質の優れた製品には標準的な高い価格を設定することもしたようである。

大部分の製造業者団体が直ちに念頭に置かざるを得なかったのは、商人や小売業者だった。彼らにとって、消費者は少なくとも多少、距離があった。商人達は、国内の事業者団体価格が不当と思われる時には外国から買う、という代替的な供給源を常時確保しておこうとした。「行儀が悪い」と見なされる事柄に対して商人達を従わせることが、団体の第一の関心事だった。上質布地製造業者協会（Fine Cloth Manufacturers）は、誂え服の仕立屋と取引する商人達に対応していたが、安物服地の製造業者からの購入を制限したり、支払い猶予期限を標準化したり、最終手段としては服地の価格安定を図ったりしていた。ちなみに、この上質服地の場合には（他にも多くの例があるが）、商人達の力の方が個々の製造業者よりも強く、価格安定化は防御的な性格を持ち、弁護されても然るべきだと言えるかもしれない。

### (国際合意)

事業者団体が地域に基礎を置いている場合は、タバコ会社である Imperial と American (前述) 間の大規模国際市場分割協定に類似した協定が結ばれる可能性がある。そこで、北西沿岸鋼製造業団体 (the North-East Coast Steel Makers : NECSM) は、スコットランド鋼製造業者協会 (Scottish Steel Makers) との間で、互いの「本拠地」を尊重すべしという申し合わせを行った。1910-11年にドイツ人達がブリテンの鋼板と山型鋼市場に「断固とした猛攻撃を加えてきた」とき、NECSMは、自分達とだけ取引すると約した商人やユーザー達に延戻金制度を実施し始めた。しかし、商人達の中には闘争を仕掛け、外国品の購入によってNECSMを打ち負かそうとする者も出てきた。このような経験から、とりわけ重量産業では、国際的な産業協定(1883-86年の鋼レール・プール制が開拓者)を復活させる動きが生じた。

ブリテンのレール製造業者間の価格統制は死滅しておらず、価格低落期には復活し、需要が活発な時期には消失する傾向にあった。1893-95年のレール価格低落期(3年間平均値がトン当たり僅か£3.15s.7d.)には価格統制が行われ、1899年に価格が£5.15s.10d., 1900年に£7.2s.6d.と上昇してくると、価格統制はしばらく消失した。しかし1901年に再度価格低下が始まると復活している。ドイツがダンピングを開始した。保護関税と製鋼連盟 (Stahlwerksverband) のおかげで、ドイツはブリテンにおいてトン当たり30s.で売ることが出来た。これはドイツ国内での価格以下だと言われていた。レールの輸入は1903年に急増した(但し、それでも輸出の8分の1未満)。こうして1904年を通じ、ブリテン、ドイツ、フランス、ベルギーのレール製造業者間で交渉が続いた。11月には期限3年の協定が成立し、その後USが参加した。この協定でブリテンの業者は、輸取出引の53.5%とブリテン保有領土における優先的販売権を獲得した。しかし、アメリカ業者がカナダとニューファウンドランド市場への参入を要求し、これを勝ちとった。ついにはアメリカ業者はこれら市場を独占した。協定は1914年以前に2度に亘って改訂され、1912年改定ではブリテンのシェアは33.63%に低下した。その結果、ブリテン製造業者の活動は、次第にブリテンの植民地に限定されるようになった。1904-13年(10年間)の年平均輸出額は1900-03年(4年間)のそれよりもむしろ少なかった。他方、協定は国内市場でのダンピングを防いだ。上記10年間の年平均輸入額は1903年のピーク値の辛うじて3分の1程度と、ほぼネグリジブルであった。

レール協定は比較的良好に知られているが、他の諸協定は協定文書が得られないために、あまり知られていない。しかし、ねじの世界市場を巡る闘争では、結局、ドイツとブリテンの製造業者達は1905年9月、互いに他国からの注文を受けないと約定した。同年、この2国のセメント製造業者達がフランスおよびベルギーの業者と、オランダ市場への販売について協定に達した。鋼板製造業者達は、或る種の「紳士協定」をUSの製造業者と結んだが、その中には「相互の領域を尊重する」という約束が含まれていたようだ。壁紙コンビネは初期には外国との競争に煩わされず、僅かに2,3の特殊品が輸入されただけだった。競争が始まったとき、同コンビネは「内部から競争していくために」フランスとドイツで工場を購入した。1909年には国際鉛協約と国際亜鉛協約が結ばれた。販売価格と、究極的には生産の規制が目的だった。いづれにおいてもドイツの利害が優勢だった。1912年にはフランス、英国、スイスの主要なアルミニウム生産者達の間で同様の取り決めがなされ、彼らはカナダ、アメリカの業者とも接触していた。その他種々の国際協定もあったことは確かだが、詳細な性格や規模について決定的情報を得ることは不可能である。政府も未だ彼らに手をつけてはいなかった。協定の大部分は長続きしなかった。歴史は、私的な商業協定が国際政治上の平和協定同様、侵犯・無視・非難の対象となりやすいことを示している。

事業者団体間の国際協定は、タバコや石油、或いはダイナマイト会社のような、統合された大勢力間の協定よりは、遙かに脆弱で短命だった。全ての中で最も強力だったのは、コートツヤリーバのような企業によってなされた取り決めだった。彼らは多くの国に住所を持ち、壁紙製造業者達が創始した内部からの競

争（上述）を実施でき、国内市場を守る必要が殆どないほど強力で、ブリテンの本部と海外子会社との間の内的取り決めによって他市場をしばしば割り振ることが出来たのである。また、子会社が存在する地域の競争者と結んだ協定の場合も同様であった。取り決めは、当然のことながら公表されなかった。これら全ては、コーツにとって最大の重要性があった。同社の国内取引は全取引の僅か10%ほどだったからである。

重要な特許の国際的使用を規制する協定が、平時最後の10年間にかなりの意義を持つようになった。法律が障害となっていない限り、或る特許を、用いられる当てのないA国で取得してB国で使用することは、B国の製造業者にとって有用な武器だった。ブリテンはこのことで被害を受けたが、漸く1907年になって、法でこれを抑えた。しかし、外国で生まれて使用されている革命的特許がある場合、どんな法律も、その特許が国内の製造業者に与える打撃を防ぐことは出来ない。ここから、特許へのアクセスを得るための交渉や協定が生まれた。このような状況が1906年以降のガラス瓶製造業で生じた。アメリカでのオーエンス機（Owens Machine）の発明の結果、瓶は未曾有の容易さで製造された。特許を持っているアメリカの会社は、特許権を最大限利用しようとした。同社はブリテン・ガラス瓶製造業者協会（British Association of Glass Bottle Makers：結成は1907年）に対して、特許権の提供を60万ポンドで申し出た。協会には資金がなく、1908年に欧州7カ国（ブリテンを含む）が結集して、瓶工場連盟（*Verband der Flaschenfabriken*）を形成し、60万ポンドを集めた。その後彼らは市場を分割し、欧州での価格を統制した。欧州外の市場は、連盟とUSの間で分割された。USは自国の他にメキシコ、カナダを確保した。若くて、ブリテンでは未だ効率性を欠いていたアルミ産業では、電解法の特許を巡って、国際的な申し合わせや争いが絶えなかったが、国内産業の弱いブリテンの役割は小さかった。

ブリテンの電気産業も比較的弱かった。同産業では20世紀になって新たな発展があったので、特許に関する合意が何より重要だった。電灯が最良の説明例となる。1878-1906年間は、「エディ・スワン」の炭素フィラメント・ランプに対抗するものはなかった。ブリテンでは他の欧州諸国と異なって、最初の製造者に長期の独占権を与えていた。90年代に独占権が失効したとき、疑いもなくドイツの電気産業がブリテンのそれに先行していた。アメリカ産業は常に先行しており、他の諸国は少なくとも並走していた。1906年にタングステン・フィラメントがドイツとオーストリアの企業によって発売された。フィラメントを作るためにタングステンが「爆発的に生産」された。ロンドンのジェネラル・エレクトリック社（GE）が、1907年にブリテン市場の権利を確保した。2年後、NYのGEが線引タングステン・フィラメント電灯を、1913年にはガス充填電灯を導入した。ほぼその頃、イングランドでは、特許権と密接に関連したタングステン電灯協会が出現した。即ち、特許権獲得、統制、利益の上がる活用が目的だった。特許確保やその他の企画によって、ブリテンの電気産業は1913年には2,500万個の電灯を生産した。輸入電灯は僅か330万個にすぎなかった。関税がなかったから、この結果はブリテン電気産業の製造能力と交渉技術の手柄に帰せられる。

以上は、価格規制や市場境界設定のために、ブリテンと外国製造業者の間で結ばれた多くの合意や団体形成等にかんして、事実が何とか知られているものの例にすぎない。事業上の夢を描く人々は、これらより遙かに決定的なことを希望していた。事例を挙げよう。1904年に国際綿紡績・綿製品製造主連盟（International Federation of Master Cotton Spinners and Manufacturers）が結成された。これは統計と情報収集のための組織として計画され、それ以外のものになることはなかった。しかし、その最も卓越した人物C.マカラ（Charles Macara）は、協調的な国際購入と綿花の保有とによる綿価格変動の除去にかんして論じていた。1907年にアトランタで開かれた綿業会議で、彼の主張したこの政策は、少数の例外を除き、綿業ベルト地帯の人々を惹きつけなかったかもしれない。しかし、彼がそういう主張をしたことは重要である。

10年もしくは20年前なら、実業家がそういう提案をするなど、あり得なかつただろう。

しかし、もし連盟が世界綿花の唯一の買い手になっていたとしたら、売り手と外部の買い手に対して強制的な措置をとらざるを得なかつただろう。連盟は何らかの延戻制度に舞い戻ったはずである。

#### (海運同盟と延戻金)

延戻金やその関連制度が組織的に用いられるようになったのは、海上輸送においてのことで、それも1870年代以降のことである。この頃、下落市場での激しい競争が、不可避的に運賃率に関する路線会社間の合意、即ちいわゆる「海運同盟」(conferences)をもたらししたのである。1875年8月のカルカッタ同盟が最初だった。そして1877年に、そのメンバーであった諸路線会社が、専ら彼らの船でマンチェスター綿織物を輸送することに同意する商人達に、延戻金の支払いを申し出た。そして延戻金制度を伴う同盟が中国取引(1879年)とオーストラリア取引(1884年)とに設立された。以下、1886年に西アフリカ同盟、1895年に南アフリカ同盟、1895-96年にブラジル・ラプラタ川同盟、1904年に南米西部同盟、と続いた。1908年までには、北大西洋取引を除けば、この制度は、石炭と特別な商品以外、ブリテンから出て行くほぼ全ての貨物に適用されていた。ブリテンに入ってくる貨物については、選ばれたほんの僅かの貨物だけが影響を受けた。これらは全て、同盟用語で「選択貨物」(choice cargoes)と呼ばれたものだった。そうになったのは、穀物や木材などの高張る輸入品は、不定期船が競争料率で運んでいたからである。カルカッタからのお茶は「選択」貨物であったが、これは不定期船がお茶を運ばなかつたからである。

北大西洋取引で貨物同盟や延戻金がなかつたのは、ここでは旅客業務が支配的だったからだ。大西洋航路では常に「選択」貨物のためのスペースがふんだんにあった(北米が関税が高く、他の物は殆ど流入しなかつた)。このスペースは安い料率で提供された。路線会社としては、他に輸出業者に利用を勧誘する手段がなかつたのである。輸出業者としては、安い船倉がほぼいつでも確保できたので、特定会社の路線を他の路線に優先させる誘因がなかつた。

20世紀に入ると、同盟の中には運航を規則化するものが出てきた。この結果、同盟の諸条件を呑んだ輸出者は、或る路線会社もしくは他の路線会社の船を定期的に確保できるようになった。別の路線会社はランダムな運航をも許容したが、秩序あるサービスを要求する取引の場合は、同盟のくびきを逃れることが出来なかつた。全ての同盟が画一的でほぼ安定的な、また輸出者の規模の大小にかかわらず同一の、料率を提供した。同盟時代以前には、大輸出者は特権を主張することがあった。これは同盟制度を正当化する場合の強力な議論となった。しかし、任意の同盟がその地位を濫用する可能性は明らかで、とくにその同盟が単一の強力な路線会社によって支配されている場合はそうだった。20世紀最初の10年間、南ア海運同盟と Union Castle Line がその種の濫用をしている、というのが一般的な考えだった。南アは金、ダイヤモンド、ダチョウの羽毛、モヘア等々を輸出し、工業製品を輸入していたのだが、貿易業者にとっては、輸出入共に、主としては「選択」貨物となるという不運な状況にあった。そこで彼らは海運同盟が専横であるという意識を持っていた。

事業者団体が通常、単独の商品もしくは密接に関連した商品群を取り扱っていたのと同様、海運同盟も或る場所もしくは方向(例えば「カルカッタ発航路」とか「コロンボ着航路」など)を対象としていた。その結果、海運同盟でも、重要な企業は幾つかの路線に同時に所属していた。例えばペニンシュラ・オリエンタル社がそうであった。19世紀には、外洋航行は元々純粹にブリテン起源で、それ以外の路線は殆どなかつたのだが、海運同盟は後に、若干の欧州大陸の路線会社(Nord-Deutscher Lloyd や Messageries Maritimesなど)の参加を認め、同盟は国際協定で管理されることになった。

#### (1914年における合同と事業者団体の範囲)

1914年までには、事業者団体が無い業界は稀になっていた。ただ、事業者団体の大部分が未だ労働問題

や政治の監視にのみ従事していた。事業者団体の競争規制的な活動は成長していたが、広範な分野において、競争は無くなってはいなかった。1918年に商務省が把握していた500ほどの競争規制的な事業者団体のうち、5分の1近くが鉄鋼業にあったのは、偶然ではない。建築業では建築資材業と対照的に、競争規制的事業者団体は稀だった。尤も建築業者グループの中には、しばしば談合入札を疑われるものがあったし、地方には何百もの、労働対策のための建築業者団体があった。家具製造業では、BMAの存在にも拘わらず、全体としては高度に競争的だった。電気技術業界では、競争規制的事業者団体はやや強力だったが、技術業界一般では、事業者団体は少ししか存在せず、弱体でもあった。造船業と船舶技術業界では、事業者団体は事業単位が巨大であったにも拘わらず、全く存在しなかった。鉱業・採石業では1914年まで、事業者団体は労働・政治問題に関わる以外は何もしていなかった。繊維業では、大統合が紡績業者や繊維品製造業者の競争的な地盤を掘り崩す機能を果たしていた。羊毛産業では、公開社の数さえなおネグリジブルで、羊毛地方で商務省が把握している事業者団体の数も僅かなものだった。

ブーツ・靴、衣服卸売、編物、およびこれらへの関連産業は、関連流通業も含め、集中や統合が見られたが、意図的な競争統制はほんの僅かだった。ブーツ工場が自らの販売店舗を持っていることはよく知られていたが、他の工場・店舗と厳しく競争をしていた。このグループの産業で唯一独占的な組織は、1900-01年の英米靴製造機連合団体（Anglo-American United Shoe Machinery Company: AA）で、非常に目立つ存在だった。連合の卓越した機械は厳正かつ巧妙な条件で、ほぼ産業全体にリースに出された。「靴工場の80%」が、機械に関しては「連結企業」（tied houses）だが、しかし彼ら相互は活発に競争していた。AAを弁護する場合に最もよく用いられた議論は、このリース・システムによって、高価な機械が零細業者にまで行き渡り競争を活発にした、というものだった。

農漁業でもほぼ完全な競争があった。製紙および印刷業、新産業である自転車・自動車生産、新たに革命が生じた洗濯業でも同様だった。土地に関しては、全国農業主連盟（National Farmers' Union）や農業中央会（Central Chamber of Agriculture）に、競争規制を疑う余地はなかった。家事労働も然りである。全国で仕事に就いている人々の4分の3以上が、価格もしくは生産量に干渉して事業者団体に全く影響を受けていない事業主の下で働いていた。残りの4分の1の人々を雇用している職業に対する事業者団体の影響は、まだらであった。もし財貨（goods）のみに限定すれば、ほぼ自由に生産される財貨の方が、そうでない財貨よりも遙かに多かったであろう。

事業者団体が会社法やパートナーシップ法の下で登録されることはなかったが、産業・事業行動に規制的な条件を課したり、親方と親方との関係を規制したりすることが、1876年以来、trade union（今日ではtrade unionは労働組合だが、歴史的にはtrade即ち「事業」の組合として、trade associationが労働組合と根を一にするとところがあった）の法制化上の一つの目的だったので、事業者団体がtrade unionとして登録されることがあり得たのであり、実際しばしばそれが生じたのだった。しかし、そのようにして登録された事業者団体の法的な立場は極めて弱かった。（例えば、労働組合の構成員が望めばいつでも脱退できたのと同様、事業者団体の構成員も、競争に立ち戻ろうとすれば、いつでも団体を脱退出来た）。また、1913年の「労働組合法」以来、団体の主要な目的が価格規制である限り、trade unionとしての登録が認められない可能性が生じた。しかし、この障害は容易に克服できたので、結局1913年以降も、事業者団体をtrade unionとして登録することは引き続き行われていた。そして価格規制が、「積極的」事業者団体（と呼ばれた）の最も普通の活動だった。（労働組合運動：その成長：主要な労働組合グループ：その成長）

幾つかの事業者団体の秘密主義や、世論・政府への怖れは、1世紀前の労組の姿勢を想起させる。この頃は労組も目立たぬように行動していた。19世紀の第4四半期になると労組も明るみで活動していたが、それを政府が注意深く継続的に観察・研究していた。この頃、事業者団体に対しては、政府は同様の態度

で接してはいなかった。政府が労組への継続的注意を払い始めた80年代半ば頃、労組の加盟員数は不確かだが、アイルランドを含めても、恐らく100万人ほどであった。その後数年のうちに、商務省労働部による統計収集が充実してきた。90年代初期には安定的に150万人を上回っていた。1896-97年の景況回復・物価上昇の開始と共に、加盟員数は80年代末期と同様に急上昇した。

労組の成長が、単に景況の関数であったということではない。1885-1890年間の労組加盟員増加を例示すると、次の通り：ASE 5万1700人から6万7900人へ、ロンドン植字工労組6,400人から8,900人へ、活版印刷工組合 (Typographical Association) 6,600人から9,000人へ、ボイラー製造・鉄船建設工労組 (80年代半ばには絶望的なほどの打撃を受けていた) 2万8200人から3万2900人へ。これら一般的な労組員増加の主原因は、社会主義者 (T.マン [Tom Mann], J.バーンズ [John Burns], B.ティレット [Ben Tillett] など) に鼓吹された新たな闘争的組合主義のプロパガンダであった。彼らは指導的な労組の独善的で馬鹿げた (と彼らが思っていた) 友愛組合妄想を攻撃した。指導的労組は、疾病給付金や退職給付金のような、国家や全社会だけが果しうる義務や責任を担おうという思慮に欠けた方針によって崩壊しつつあると、バーンズは1887年に書いている。なさねばならぬことは、賃金・労働条件改善のために闘って、国家の統制を確保することだと彼は主張した。1885-90年の間にヨークシャー鉱夫組合が8,000人から公称5万人へ加盟員を増加させたのは、景況の作用ではなかった。鉄道従業員合同組合 (Amalgamated Society of Railway Servants : ASRS) の加盟員を倍増させ (未だ2万3500人にすぎなかったが)、ガス労働者組合や一般労働者組合 (1889年) を先頭とする多くの、比較的熟練度の低い労働者の組合を無から創出した原因についても同様である。これら非熟練労働者の組合加盟員は、1890-92年には10万人を超えていた。1888年のマッチ製造業に従事する少女達のストライキの成功、更に遙かに大規模なテムズ・ドック労働者達の1889年ストライキなどは、たとえ一時的なものだったにせよ、ロンドンの経済的弱者のために、組合が何をなし得るかを示していた。ロンドンではそれまで、恒久的な労働組合運動は弱体だったのだ。上記の諸運動は、全国の労働運動に力を与えた。

そういうことはあったものの、1895年における労組軍団は、10年前と同じく主として次の四つの大きな部門から成っていた。つまり、建築業の熟練労働者、炭鉱夫、鉄船建造技術労働者および金属労働者一般、それに綿工業の職工である。これら4部門が全軍団のほぼ3分の2を占めていた。また全国的女性労組員の80%が綿業労組の加盟員 (主として織工) だった。残り数千人の女性労組員の半分ほどが亜麻布・ジュート業、帽子 (hat and cap) 業の従事者だった。残りはその他の繊維・衣服産業に散在していた。要するに、ランカシャーの外では、女性労組員は稀少存在だった。

18年後の1913年には、労組加盟員の総数は150万4000人から413万5000人へと倍以上に増えていたが、上記4大グループはその半分未満になっていた。しかし、この傾向はごく近年のもので、1910年には、未だ全体のほぼ3分の2という旧来のポジションを維持していたのである。炭鉱労働者も従来同様、全体の4分の1以上という加盟員を擁して、従来同様重要な地位を占めていた。このような彼らの数的優勢は1900年以来のもので、この年には総加盟員が初めて50万人を超えていた。石炭産業は不健全なほどに急速に成長しており、異常な割合で男性加盟員が増えていた。1893-1902年間には、年平均で73万2000人の労働者が炭鉱の内外で働いており、1913年のその数は112万8000人、労組加盟員は89万人だった。これは異常な数値であって、適齢の男子はほぼ全て加盟していたことになる。労働組合運動の異常なほどの広がりや力を含意している。

上記4大グループの、1910-13年間における相対的重要性の低下は、主として運輸労働者と一般労働者の異常に急速な人員充足のゆえであった。1910年の労組加盟運輸労働者は、海員を含め25万7000人だった。そのうち鉄道労働者は11万6000人であって、1890年の2万3500人、80年代初期の数千人に比べると既に著

増している。しかるに、1913年までには労組加盟の鉄道労働者は32万6000人に増えていたのである。あらゆる種類の運輸労働者は69万4000人になっていて、鉄道員、海員、港湾労働者、バス・電車労働者の他に、陸上貨物運輸労働者が急速に成長していた。既に、労組加盟の運輸労働者は金属労働者や繊維業労働者よりも多く、炭鉱労働者よりは少なかったとはいえ、綿業労働者や建設業労働者よりも遙かに多かった。5年後には、炭鉱労働者数を上回った。

一般労働者部門は、この平時の最後の数年間、もっと順調に増加した。この部門の人員は8万1000人から35万8000人に増えていた。しかし過去にもそうだったように、この増加は不安定だった。たしかにその後も、1913年水準以下に下がることこそなかったが、1920年には126万1000人にまで上昇した数値が、1924年には51万1000人にまで低下している。これほど景況に影響される労組部門はなかった。

20世紀に入って異常なほど急速に成長した労組グループは、女性と公務員労組である。もちろん、この2グループは相互に重複するし、女性は他部門とも重複する。1913年の女性労組員43万3000人のうち、8万8000人の教員等の公務員、それに26万人の繊維労働者（そのうち21万4000人が綿業）が居た。実際この頃、繊維では女性が多数派で、とくに綿業ではその傾向が顕著だった。

1880年以前にも中央・地方の公務員労組はあったが、全国教員組合以外、強力なものはなかった。1901年でさえ、教員を除く労組員総数は4万5000人にすぎず、そのうち2万5000人が郵便同盟（Postmen's Federation）の労組員だった。12年後には、教員組合員（11万3000人）を除いても、公務部門の労組員は23万5000人になっていた。公務部門が急速に成長していたのであって、この2グループを合わせると、既にはほぼ綿業部門に匹敵していた。但し、統一性には欠けていた。警官を除くと、1891年に比べた場合、1911年の中央政府公務員数は2倍、地方政府公務員は2倍以上になっていた。

1913年の労組グループの中では、既述のように炭鉱夫が斯業労働者の大部分を組織化していた。非組合員の成人は少数派で、蔑まれた存在だった。綿業でも労組運動は盛んで、ほぼ石炭産業の場合に匹敵していた。1911年にはブリテンに23万6000人の男性綿業職工が居て、そのうち14万5000人が労組員だった。綿業では少年が（時には少女すら）多く雇われていたので、労組に加盟している成人男性の数は最大限値に近かったはずだ。

建築工の場合、事情は全く異なっていた。1911年のブリテンでは、従来常にそうであったように、20万人を超える大工と建具工が居た。このうち種々の大工・建具工労組に加盟していたのは、僅か7万3000人だった。同年、20歳以上の煉瓦工・石工は全国で18万人居たが、そのうち組合に加盟していたのはせいぜい3万6000人ほどだった。この2グループの労組加盟員数は、次の2年に急速に増えた。その理由の一部は、1911年の失業保険法が、これまで労組に無関心だった人々にとっても労組加盟を有利にしたことだった。1913年までには、その資格のある大工・建具工の50%が労組に加盟したと考えてよい。しかし、煉瓦工・石工の加盟割合は遙かに低かった。石工技術は衰退し、正規の徒弟制度はほぼ死滅していた。20世紀初期には、全体としての建築自体が低迷していた。鋼の枠組み、コンクリート、機械製の建具が、旧式のやり方を駆逐しつつあった。こういう低迷期は労組運動には常に良くなかった。塗装工やスレート工、タイル工などの場合も同様だった。ただ、左官、配管工の主要労組は強力だった。

強力だったのはそういう主要労組だけだった。建築関係業はその歴史のゆえに、多様性、保守性、労組間の敵対関係などに悩まされた。この敵対関係は、労組運動の理想主義者を絶望させていたし、今もそうである。80年代の新しい労働組合運動も、建築業を素通りしてしまった。彼らは加盟員を巡って相互に争った。煉瓦工対タイル工、配管工対衛生技術工など、区分けを巡る口論が絶えなかった。彼らは同業組合の伝統にしがみついて、これは煉瓦工の仕事、あれは配管工の仕事、などと縄張りに拘り、非熟練の共鳴者達を組織する持続的な努力を怠った。

建築職工の分布と労働運動とが地域的に重ならず、1901-1910年間には労組加盟員の数が減少したとはいえ、大部分の重要な場所では、労組幹部は建築主達と、産業全体の日々の生活を統制する労働規則に関して交渉した。即ち伝統的慣行の成文化やその改定であって、内容は賃金、労働時間・休日、徒弟制、食事時間など、外部者には殆ど理解不能だが屋外で働く職人達には重要な、伝統的受け継ぎ事項だった。

金属加工業では、労組加盟率はグループ毎に非常に異なっていた。ボイラー製造・鉄船建造工は地域的に産業の分布と重なっていて、加盟率が最高だった。同労組の書記は1892年に95%の加盟を主張している。また小規模で排他的な旧来からの諸食器産業でも加盟率は高かった。他方、バーミンガム地方などの、複雑で常に変化している諸軽金属産業では（加盟員6,000人から1万1000人を擁する合同真鍮労組〔Amalgamated Brass Workers〕を別格として）、1910年に30ほどの別々の労組があったにも拘わらず、加盟率は非常に低かった。その30の労組には、加盟員57人とか36人とかいう労組もあったのである。

金属加工業で最大の労組であるASEは、1886年には5万2000人、1897年には9万1000人、1910年には11万人の加盟員を擁していたが、技術工は建築工と同様、あらゆる場所に散在していて、産業の地域的分布との重なりは全くなかった。ASEにも新旧多くの小規模な競争労組の問題はあったが、主要問題は競争労組ではなく、簡単な技術は様々な場所・方法で習得でき、徒弟制や労組とはなじまなかったことである。1850年代から80年代までの1世代間、ASEは徒弟修行を経ていない者を排除するよう試みていたが、徒労に終わったのでその努力を放棄し、1900年までには、通常の条件で雇用された成人なら誰でも、労組加盟が歓迎されるようになっていた。

鉄道業における労働組合運動の勝利は、異常に急速に得られたばかりでなく、最終的には異常に完璧でもあった。以下の数値がそれを示している（単位：1,000人）。

年	1881	1891	1901	1911	1913
鉄道業従事者	166	223	322	378	390 (?)
鉄道労組員総数	10 (?)	49.5	82	185	326 (?)

1910年までは、主要な二つの労組、即ちASRSと鉄道技術者・火夫連合組合（Associated Engineers and Firemen：AEF）は、互いに未だ協力していなかった。ASRSは初期には概ね友愛組合であって、或る議会メンバーで百万長者だった人物によって創始され、90年代までは上層階級の人々が代代的に采配を振っていた。鉄道会社は常にASRSが加盟員を代表する権利を拒否し、ASRSには厳しい態度で接しようとしてきた。実際、1910年になっても、数的には鉄道従業員を代表していなかった。他方、AEFの方は1910年には2万人の加盟員を擁していたが、ASRSとは歴史も性格も異なっていた。横柄で、事実を曲げてまで主張を通そうとする傾向があったと、或る年代記編者（AEFで育ててASRSに移った人物）が書き残している。1907年に至ってもなお、全体としての諸鉄道会社は、組合の従業員代表権を拒否していた。1911年に大ストライキがあり、14万5000人が仕事を停止した。このストは、不思議なほど素早く終結した。大蔵大臣からの親書の声明を知った後、雇主達と労働者達は相互に譲歩した。ちょうどアガディール（Agadir：モロッコの港町）危機の月だったのだ。1911年の和解の結果、労働者達の求めてきた労働組合の意義や地位は完全に認められ、1913年にはASRSは種々の他の組合を吸収して、Servantsの名を捨て、全国鉄道員労働組合（National Union of Railwaymen：NUR）となった。加盟員は26万8000人だった。

順調な出発をしてからは、鉄道労働運動は急速に発展した。鉄道員達には定常的に相互に交流できる利点があった。また、強力で準公的な雇用主達（限られたグループだったが）とも交流し得た。多数派になっていたのも、鉄道労組員は坑内での炭鉱夫と同様、隣人達を説得したり支配したりすることが可能だった。これは分散した産業の組合員には出来なかったことである。大会社・市に雇われる電鉄労働者やバス乗務

員の場合も同様だった。1910年までには彼らの主要労組である電鉄・乗物労働者合同労組（Amalgamated Tramway and Vehicle Workers）は1万7000人のメンバーを抱えていた。しかしロンドン・キャブ労組では、多くの加盟員が零細なキャブ保有者の下で働いていて、その業務も馬のキャブからタクシー・キャブへと移り変わりつつあったので、1910年における地位は創設の頃よりも弱くなっていた。印刷工および石版工は、その擁する二つの主要組合こそ長年に亘って強力だったが、総じて仕事の地理的拡散性とまさにその2大組合の強力さによって、被害を受けていた。小規模印刷は、町でも村でも行われていた。ロンドン植字工組合（London Society of Compositors）は女性を認めなかったため、90年代のロンドン印刷業主の中には、その規則の適用されないHome Counties（ロンドンを取り巻く諸州）のどこかで、補助的業務をこなしている者も居た。マンチェスターに本拠のある活版印刷工組合（Typographical Association）は、いかに大きな店舗においても植字工の徒弟は3人以上居てはならない等の奇妙な規則を強制しようとしたので、小規模企業は全て（若干の大規模企業も）、組合のない企業であろうとした。徒弟制や女性排除、或いは都市部における高い労組賃金などの結果、小規模企業はもちろん、大規模企業の多くも、労組運動の弱体なケンブリッジなどの田舎で印刷を行うこととなった。これら種々の理由により、1911年には印刷工を自称する男達や少年の40%未満しか労組に加盟していなかった。

#### （労働運動の弱体な産業）

労組運動が異常に弱い諸産業の中でも、陶器は目立っていた。1824年以来、多くの労組が斯業で形成されていたが、それらは小規模かつ地方的で、通常は短命であった。1902年に商務省は17の陶器業労組について報告しているが、そのうち7つが既に1901年までには解散しており、この時の総加盟員数は5,100人だった。1910年までには組合数は4に、加盟員数は4,700人になっていた。この業界には7万人ほどの人々が居て、そのうち3万人が少女を含む女性だった。陶器労組は女性加盟を認めていたが、1909年には女性は1,050人、1910年には358人だった。女性達は労組に入ったり出たりしていたようだ。陶器産業は技術面では古くさかった。また出来高払いが多く、作業条件は昔は耐えがたいほどに劣悪で、この当時でも概ね良くなかった。劣悪な労働条件と弱体な労働運動が並行することは、労働運動家や社会現象の研究者にとっては、ほぼ公理である。ファイヴ・タウンズ（Five Towns）の社会的に孤立した環境では、親方にしても労働者同様、組織的には弱体だった。労働者が親方になり得た反面、親方が落ちぶれて労働者に、転ずることも稀ではなかった。

陶器産業ほど孤立化しておらず、技術的にもさほど発展の遅れていない産業でも、労組運動が弱体な場合があった。羊毛業はその注目すべき一例である。たしかにその最終工程である染色や仕上げでは、綿産業の該当工程および同類の綿漂白、綿捺染工程同様、今や労組は非常に強力だった。これら相互に絡み合った四つの産業部門は、1911年には綿と羊毛を合わせて（染色工程に流れてくる繊維の多くが、綿・羊毛の混合体）8万4000人の人々を雇用していた。そのうち4万5000人が労組に加盟していた。1913年には産業の雇用人員がさほど増加していなかったはずだが、労組加盟員は6万6000人になっていた。強力なBradford Dyersは後にその労働者達と協約を結び、労働運動家なら望むほぼ全てのものを与えた。新規採用の際には労組と相談すること、Bradford Dyersで働く全ての成人は何らかの労組に加盟すること、賃金変更にあたっては労組幹部の書面での同意を条件とすること、等々。なお、協約の影響を受ける上記4産業（染色等）が、主としては男性の産業だったことは注意されてよい（女性は労働者の6分の1ほどで、若干は労組に加盟していた）。

これら最終に近い諸工程と基礎的諸工程における労働組織とを対比してみると、驚くほどの相違がある。基礎工程に属する梳毛・紡績・織布産業には22万3000人の人々が働いていたが、労組加盟員は1911年には2万3000人、1913年には3万2000人にすぎなかった。斯業で働く人々の57%が女性・少女であった。しか

し、綿業労組には女性が充満していたのに、羊毛労組には女性は2,3千人しか居なかった。これらを勘案すると、羊毛業における労働運動の弱体は明らかである。

他の繊維産業でも、労働運動は同様に弱体だった。但し、ダンディーの亜麻とジュート労働者は例外で、ここでは二つの主要な労組が1910年までに1万1000人を超える加盟員を擁しており、そのうち9,000人が女性だった。上に見た羊毛産業の女性労働者は全体でも5,000人とどまっており、両者の相違は顕著である。下着類産業では、羊毛同様、労組運動は非常に弱かった。この産業は1911年に6万8000人の労働者を雇用していたが、そのうち、14もしくは15の労組に属する6,000人ほどの加盟員が、あちこちに散在していた。絹は衰退産業で、労組運動は1906年にリーク女性労働者合同組合（Amalgamated Women Workers of Leek：Leekはスタッフフォードシャーの町）が刺激を与えるまで、同様に弱体だった。この組合は1910年までには単独で5,000人の加盟員を擁していた。絹産業は3万2000人ほどを雇用していたのだが、絹産業における他の諸労組の加盟員は3,000人ほどにすぎなかった。リーク女性労組にこの時点でこれだけの加盟員が居たのは、立派である。

#### （小規模労働組合の生き残り）

古くからの縁付き帽製造職（hatters）では、労働運動は機械と生産センターの移動によって成長と機能が妨げられていたとはいえ、なお強力だった。また男子服仕立業（tailors）の特定部門でも、強力だった。他方、衣服工場労働者や縁なし帽製造工（cappers）では弱体だった。縫い子、婦人服・婦人帽製造工、編物工では、殆どネグリジブルだった。これらの職では、事業単位が小さいことや、またお高くとまった姿勢も原因していた。地域的に散在していて減少しつつある手造りブーツ職では労働運動は弱かったが、新興の工場ブーツ製造業では、労組運動は異常に強力で効率的、かつ政治的だった。全国ブーツ・靴工労組（National Boot and Shoe Operatives）は1874年に創設されたが、1885-91年間に加盟員は3倍増の3万人になっていた。増加は更に続いていたが、1895年に長期の、やや拙劣な闘争によって加盟員が減少し始め、1906年までそれが続いた。尤も加盟員は最小値でも2万4000人を保っており、1907-10年間の平均値は3万0400人だった。その後は他の多くの労組同様、急成長した。この間、この労組の運営は政治性を増し、斯業で重要な役割を果たし、非常に効率的な管理組織を擁するようになった。

1910年末には全国でほぼ250万人の労組加盟員が居て、1,153以上の労組に分散していた。労組数の3分の1には、100人以下の加盟員しか居なかった。これら小規模労組はシェフィールドの諸産業やあらゆる軽金属産業では普通だった。これら小規模労組は地方クラブの性格を維持し、何ら有効な連盟を結んでいなかった。

#### （諸組合の連盟）

労働運動の批評家コール（G. D. H. Cole）は、1913年に「イングランドの労組組織は混沌そのもの」で、とりわけ労組連盟（federations）がとくに混沌としている：定義が困難で、新時代の考え方になじまず、そのため学術精神の持ち主には些か反感を抱かれる、と見ていた。「何のために連盟があるのかは、個々のケースを具体的に研究しないと分からない」、[単に政治的なもの、実際にはほぼ縄張り問題にのみ関心を示すもの、合同へのステップと位置づけられているもの、産業行動の真のセンターと位置づけられているものなどが混在している]と言う（Cole, *The World of Labour*, 1913, pp.211-217）。1888-89年の労組活動猛進期に結成された大ブリテン鉱夫連盟（Miners' Federation of Great Britain）は、元々ノーサンバーランドやダラムの産業保守主義に反対する左翼の組織だったが、より古くからあったライヴァルであるナショナル・ユニオンが1898年に解散した後、次第に産業全体の代表中央機関となっていた。この組織では縄張り問題はなかった。その誕生の経緯から、連盟は政治志向か政治・産業の同時志向かなど、自らの行動計画を規定するのが難しかった。これは、あらゆる連邦的な組織統治に通常のことであって、構成員の中

に御しがたいものが出てくることもまた、同様である。鉱夫連盟は1908-10年期には全国最大で、60万人の加盟員が居る諸労組を抱えており、連邦タイプの組織だった。

建築業では、労組連盟のタイプは非常に異なっていた。ここでは幾つかの地方の連盟 (local Federations) もしくは建築労組協議会 (Building Trades Councils) があつた。それらは種々の職種の地方支部を代表しており、主として90年代に組成されていた。その数は多くはなく、大いに生命力を示したこともなかった。この地方支部に所属している加盟員の数は、建築労働者のほんの一部にすぎなかった。1, 2の場所では、支部が建築連盟から一般的な労組協議会 (general Trades Council) に移されていた。非常に多くの場合、労組協議会の形成 (今や250以上もあつた) が部門別の組織をむしろ余分なものとしていた。地方の建築労組協議会の活動は、大工労組、煉瓦工、等の全国組織の活動とうまく調整されて居らず、数も少なく、消滅状況にあつた。

当時の労働運動批評家達が「ほぼ縄張り争いだけに関わっている」と言う場合に念頭に置いていたのは、R. ナイト (Robert Knight) の大規模な工学技術・船舶労組連盟 (Federation of Engineering and Shipbuilding Trades) であつた。この連盟は、非常に性格の異なる鉱夫連盟と同じく、1889年に創設されていた。縄張り問題の解決はお粗末な課題ではあつたが、当時では必要なことでもあつた。この課題すら、初期には連盟は適切な処理ができなかつた。主たる理由は、当時、ASE (前述) が参加していなかつたためである。20世紀に入るとASEが加盟して、連盟は彼らの他、ボイラー製作工、船大工、塗装工、鉛管工、大工等々を包含するようになった。縄張り争いは少なくなつたが、中心課題であることは変わらなかつた。連盟は、労組間の争いであれ労組・雇用主間の争いであれ、招請されたときにしか行動しなかつた。強制力は一切持たず、基金も不十分だつた。加盟のために支払う金額は小さく、簡単に加盟できた。

あらゆる連盟の中で最も興味深いのは、TUCが1899年に創設した労組一般連盟 (General Federation of Trade Unions) であつた。その主目的は、加盟各団体の拠出によって中央基金を設立することで、労働争議の際にはこの基金から援助を受けることができた。1900年末には64組合38万7000人が加盟し、1910年にはそれが132組合71万人に増えていた。それでも、この132組合という数字は全組合数の10分の1にも満たなかつた (尤も人数では全労組員の4分の1強を占めていた)。鉱夫、鉄道員等の強力組合は、連盟に参加しなかつた。連盟は人数面だけではなく、資金面でも弱体だつた。構成組合の加盟員が連盟に拠出する加盟費は、最大限、一人当たり3か月につき4d., その逆に連盟が認めた争議の場合、期間中、連盟は一人当たり1週5s.を支払うと約束した。1910-11年の場合、連盟は収入の2倍以上を、主としてボイラー製造工に支払つた。1911-13年間も支払い超過は続いた。連盟が諸労組による産業行動の中央調整機関 (専門知識を持った幹部が居て、賢明なストライキを鼓舞したり資金を援助したり、愚かな闘争を抑制したりする) となることは、なかつた。創設者であり書記長でもあつたW. A. アップルトン (W. A. Appleton) は、まさにそういう中央機関を志向していたのだが、結局、果たせなかつた。

#### (労働組合の構造：原始的民主主義と代表機関)

我が国で労組の構造が混乱していたのは、産業成長 (industrial growth) が自然発生的で、中央計画が欠けていたからである。ドイツでは社会民主党が労働運動をデザインしたのに対して、イングランドでは労働運動家が議会に自らの代表を送つたのである。後に彼らが労働代表委員 (Labour Representation Committee) や労働党に参加したことは、それら組織の強みでもあり弱みともなつた。労組の構造は、その規模や資力と同様、多様だつたが、過剰な単純さと権限のあり方の混乱、という古くからの傾向を受け継いでいた。これは自治的な地方のクラブを起源とするところに原因があり、そういうクラブでは何事も全体で決め、委員は年々再選され、書記は雑用係であつた。1895年まではボイラー製造工労組のような大規模なものでも、見かけ上はこの方式で運営されていた。執行委員は毎年替わり、一握りの雇われ役員も2,

3年の任期で再選挙を受けねばならなかった。しかし実際は、彼らは常に再選された。労組役員ほど安泰な職はないという金言が確立されつつあった。R. ナイトは4半世紀以上に亘ってボイラー製造工労組の書記であり差配者であった。理論的には支部の総会が至高の存在だったが、実際には年々替わる執行委員がそうであった。そして有能で公正な常任の役員が、自ずから執行委員達を支配した。

90年代には、議会モデルをベースとして自らの規約を作っている労組が全くないことは、政治経済上の異常事態だと言われていた (S. and B. Webb, *Industrial Democracy*, 1897, p.11)。小さな地方労組の外部における (outside the small local unions) 粗野な民主主義が、良かれ悪しかれ独裁的な書記や、さもなくば規律喪失の温床となっており、これが不効率や頻繁な崩壊をもたらしていた。中央執行委員の居る強力な労組でさえ、しばしば地方グループに過大な権限を与えすぎて、中央統制を危うくしていた。建築業労組や、とくに注目すべきASEの場合もそうだった。この組合では90年代に、ストライキの際に5s. 支払うことを中央が、失業手当10s.を支払うことを支部が決めていたが、これらは一般基金の負担だった。そこで任意の支部は我が道を行くことが出来たし、実際にもそうしたのであって、中央を引きずり回すことになった。雇用主達や他の組合との合意は危機にさらされ、技術工労組への信用が一般的に失われることになった。こういうことがなければ、1897年に実際に起こったストライキは避けられていたかもしれないし、それが不可避だったとしても、少なくとも労働者達にもっと有利な形で終結していただろう。

尤も全国に散在して多様性に富んだ技術関連産業や建築産業の労組では、綿紡績やボイラー製造、機械製ブーツ製造業の場合と異なって、完全に集権的な統制を実現することは困難だったし、国民経済的に十分に望ましくもなかっただろう。後者の諸産業では、協約締結やその適用は比較的容易だった。綿紡績工の場合は、90年代の議会型民主主義モデルだった。同労組は地方選出の100人ほどの集会によって統治されていた。他の多くの労組と異なって、この集会の決定が大衆集会や支部集会を要請することはなかった。この集会が執行部を選出した。執行部は小規模な混合体で、現場の紡績工が役員の辛うじて過半を占め、地域の常任役員が少数派であった。集会は書記 (secretary) をも選出し、その俸給を定めた。選出は政府の官僚と同じく競争試験方式で行われ、一旦選ばれると判事のように、過誤のない間は勤務した。

紡績工労組の書記は上記2種の役員と共に、協約を実施し、雇用主達の代表と連携してもっと小さな諸問題をも円滑化し、日々の労組事務や基金の管理を行った。

鉄道、ガス、ドック労組および80年代後半の新しい労組は、紡績工労組ほどではないとしても、地域代表による年々の総会、地域選出の執行委員等、かなりの程度に議会型で運営されていた。

紡績では労組運動の伝統は長かったが、連盟方式 (合同紡績工労組) で運営されるようになったのは、1870年以降である。ブーツ・靴工全国連盟は1874年に漸く登録された。この時にはブーツ製造での実際の産業革命はやっと緒に就いたばかりだった。80年代には未だこの労組は比較的小さく、組織も初歩的だった。1885-90年間に加盟者が1万人から2万3000人に増え、1890年には近代的な規約を採用した。地域を選挙母体として、全国協議会 (National Conference) を設立し、協議会は非常に強い権限を持っていた。というのも、加盟員が地域支部の決定に異議を唱えた場合、協議会が最終判定者となったからである。

鉱夫達も代表機関を大いに活用した。州や地域の協会の多くは1890年以前から、そうしていた。その他、南ウェールズ鉱夫連盟 (最終的には1898年に設立) 等は、もっと後になって代表制を採用した。しかしノーサンバーランド、ダラムなど北部では小さくて重要性の乏しい炭鉱が多く、20世紀に入っても旧型の労組規約にしがみついていた。形式上は全権限が支部と大衆集会に委ねられており、基本事項は直接投票で決せられた。以上二つのケースのいずれにおいても、通常時の実際の権限は執行委員と書記にあった。代表制度が特定の坑内での不満から生じる争いを防止することは出来なかったが、旧型の場合はそういう争いの宥和を相対的に困難にした。典型的な炭鉱夫は、仲間達による面倒な大衆投票以上に代表達の投票に従

順だったわけではなく、炭鉱の平和は、どこでも役員達の指揮と権威次第だった。

鉱夫連盟の組織は必然的に代表制だった。議会に当たるのは、各州もしくは各地域協会選出の代表協議会だった。協議会は規約を作り、政策原案を提起し、各協会に連盟費を課すことができた。大衆集会や無記名の一般投票に訴えるべしという条項もなく、協議会自身が中央執行委員や常任役員を選出した。脱退というリスクが唯一、連盟へのチェック要因だったが、このリスクは小さかった。ノーサンバーランド、ダラムなど北部労組は守旧的な指導者の下で20年近くも連盟加盟に反対していたが、1906-07年に相次いで加盟した。連盟の闘争目標（スライド制賃金ではなく「生活賃金」、法に基礎を置く炭鉱夫1日8時間労働、武器としてのストライキ権、等）が次第に一般鉱夫を惹きつけたからである。

#### (労働争議：解決方法)

80年代後期と1907-08年、1910-13年には大規模なストライキが頑強に遂行された。多くの著名な労働運動指導者達は、断固としてストライキとその武器としての使用を支持していたので、同時代人達はこの時期におけるストライキの位置を過大評価しがちだった。しかしウェブは、1901年に過去を振り返りつつ、ストライキとロックアウトを合わせても労働時間を減らしている度合いは2日未満だと、統計を参照しつつ指摘している (Webb, *History of Trade Unionism*, 1902 ed., p. xv)。1910-13年の嵐の諸年においてさえ、年々の労働時間のロス、全賃金稼得人口あたりで平均した場合、依然として2日以下であった (但し、ピークの1912年は4日)。

1890年代、幾つかの主要な闘争が終結に近づいた時点で、著名人 (Lord Rosebery, Westcott主教, ヘレフォードのLord James, Sir Courtenay Boyle) が産業界に劇的な登場を果たしたことについても、解釈を誤ってはならない。著名人の重要で名誉ある役割は、両敵対陣営に架橋し、理性的であれと説得し、互いの体面を保たせる、等々なのであった。和平条件を練ったり、命じたりすることはなかった。この数年間の他の大ストライキは、著名人の助力なしに、両陣営の粘り強い交渉によって解決された。綿の紡績業主と紡績工達が、20週に亘る闘争の後に、1893年、ブルックランズ (Brooklands) において徹夜交渉の末、合意に漕ぎつけた。この結果、綿紡績では15年以上も全面戦争が避けられたのである。ブルックランズの会議は文化的なもので、両陣営代表は同じ汽車で旅をしたのである。

1897-98年の技術工の大闘争も、争議当事者間で決着がつけられたが、この時は労働側が組織上のまずさ、助言のまずさなどのために敗退した。積み立てていた基金の大部分を失って、ASEは實際上、雇用主側の条件を受け入れざるを得なくなった。

60年代以降に種々の業界で設立されていた恒久的な調停・仲裁機構は、あれこれの理由から、1890年までには概ね崩壊していた。ノッティンガム下着・手袋産業評議会 (Board)、レスター下着産業評議会などがその例である。陶器産業評議会も1891-92年に停止した。ダラムの鉱業では1882年以降、仲裁はなかった。1890年代初期には、建築業で仲裁法廷がうまく機能していたり、イングランド北部鉄鋼評議会が満足すべき結果を出していたりしていたが、ミッドランド鉄鋼評議会に対しては労働者側から不満が生じていた。連盟非加盟の業主達に対してその答申を適用しなかったからである。そして機械製ブーツ産業の調停評議会でも事態は白熱化していた。労働者側は地方の決定や時には中央の判定をも拒否していた。雇用主側も同様に不満だった。1894年に雇用主達は、時間賃金か出来高賃金かという問題への調停の受諾を拒否して、評議会を離脱した。その結果、1895年にはあのストライキとなり、これはボイル卿 (上記) を経由し、商務省の影響力によって、決着を見た。しかし、この決着の仕方は、決して通常的ではなかったのである。決着の結果、長期間の比較的平穏な関係を生み出したが、この良好な関係は、機械製ブーツ工労組が新しい規約の下に力と効率とを高めたことによって、大いに助けられていた。

事実、両陣営における効率的な組織は、どんな正式の仲裁機構よりも、大小の争いを解決する際に有用

だった。イングランド北部鉄鋼評議会が非常にうまく機能した理由の一つは、あらゆる些細な争いが常置の結合委員会によって処理されていたことである。ここでは、仲裁者や審判者に持ってゆかれるのは、問題となっている賃金額だけで、支払いの経済的ベースに関する争いはなかった。靴製造工や技術工の場合のように、時間賃金か出来高賃金か、といったような対立があるような場合は通常の仲裁機構は機能せず、双方が調停者に頼るのは、闘争で疲れた後のことになる。また、労組の承認、8時間労働、生活賃金などの原理的な問題でも、友好的な *give and take* は難しい。しかし、争いの時期の時間ロスを非常に少なくしたのは、双方の専門家による日々の活動だった。即ち1日の仕事もしくは賃金を失いたくないという通常の人間の心理や労使双方の礼節心に働きかける活動であった。ウェッブは「全国レベルの合意や工場法が地域に適用されたことの結果、規制が十分に進んだ産業では、労組幹部は既に地方におけるストライキの指導者から専門的な労使間交渉者に変質している」と記している (S. & B. Webb, *Industrial Democracy*, 1897, p.825)。

絶えず拡大していた工場法規 (Factory Code) に加えて、1896年に新たな調停法が制定され、この機会に幾つかの空文化した調停・仲裁関連法が廃止された。この年の政府は、前年のブーツ産業での和解に関する商務省の経験を生かして、或る野心的な仲裁法案を用意していたのだが、最終的には徹底的なものにならなかった。即ち、仲裁・調停評議会の自発的な登録、労使紛争に対する商務省のオプションな調査などを規定しただけだった。評議会の登録は多くなかった。評議会が崩壊しつつあったからだ。それでもこの法は、限られた部面においてだけだったが、役には立った。施行最初の一年間で28の紛争が、この法の下で処理された。

しかし1896年には公的に記録された労使紛争の数は926もあったのだ。続く10年間には5,614件が記録されている。このうち、161が仲裁、188が調停や斡旋 (mediation) によって解決された。決して、調停解決の全てが1896年法によって行われたのではない。4,004件が両陣営もしくはその代表による交渉で解決され、1,182件が雇用主側の勝利で決着を見た。1906年以降はあまり変化がなかった。1910-13年の嵐の4年間、3,686件の紛争があり、これは1897-1906年に比べると年当たり64%の増加である。このうち2,741件が当事者間の交渉、92件が仲裁、296件が調停 (全体に占める割合は1897-1906年に比べると大増加) によって解決された。雇用主側の勝利は538件にとどまり、1897-1906年には全体の21%を占めていたのに対して、14.6%と著減している。この4年間が活況の時期で、労組も強くなっていたことの反映である。調停の割合は高まってはいたが、何よりも何千という労使双方の無名の幹部達が身近な技術的知識や産業の細かい事情への知識を用いて、通常の労使紛争を防いだり終結させたりしていたのである。

中央であれ地方であれ、労組幹部の仕事は時の経過と共に軽減されはしなかった。初歩的な同業者クラブ時代からの面倒な問題を引き継いでいたし、労組が役員のために完全な事務スタッフを用意することもなかった。新たな任務が古い幹部に次々にのしかかった。健康・失業保険の到来は、彼らの仕事を増やした。労働党結成の結果、多数の労組幹部が国会に送られたが、その労組関係の仕事が免除されたわけでもなかった。中央・地方の幹部がこうして多忙になるにつれて、十分な情報に基づく熟慮された労組政策が無視される危険が生じていた。

ごく少数の労組はこのことを認識しており、その中央組織を改善していた。鉄道従業員合同労組 (ASRS) は運営権限の委譲を開始していた。そして同労組が全国鉄道員労組 (NUR) となったとき、委員長 (General Secretary) に対して、それぞれ特定部門の仕事を担当する4人の助手を付けた。しかし、一般的には主要労組の大成長と活動がそのことを非常に必要としていたにもかかわらず、組織再編は遅れていたし稀でもあった。

(労働組合地方会議 [Trades Councils] : 労働組合会議 [Trades Union Congress = TUC])

労働組合地方会議 (TC) は、1913年においてすら、国の産業組織の一部とは言えなかった。TCの数は増え、所属組合を通じてTCに属することになる労組加盟員数も増えていた。しかし90年代初頭以来、全国の労組加盟員に占めるその割合は停滞・減少していた。以下に数値を示す。TCは地方の労働党と密接に関係しつつ、諸市政において、ますます重要になりつつあった。グラスゴー、シェフィールド、ノッティンガムのように労働党が異常なほど強いところでは、とくにそうだった。TCは市の諸契約において公正賃金条項を監視し、1900年頃に「市での社会主義」と呼ばれたものを鼓舞し、一般的に賃金稼得階層の声を大きくすることに奉仕した。TCは多くの決議案を通過させた。しかし、TCは産業においては何ら決定的役割を果たしていなかった。下掲の数字が示すように、労組の多数派を代弁して語る立場にもなかった。大労組の多く、とくに鉱夫組合は、TCには関心がなく、関係を築くこともしなかった。TCは組織運営面でも資金面でも、全国労組（その地方支部はTCに加盟していたのだが）への統制力を持っていなかった。現実的な管理運営上の力を持っていないことが妨げになっていたのだ。

年	TCの数 (A)	Aに加盟している組合員数 (B) : 1,000人	労組加盟員総数に占めるBの割合 : %
1895	163	702	45
1905	239	902	45
1910	252	1,009	40
1913	329	1,495	36

TC同様、TUCも産業組織であるよりは政治組織だった。1年に1度、それもせいぜい1週間ほど集まる協議体であって、決定を執行することは出来なかった。その規約も1868年に最初の会合が開かれて以来、殆ど変わっていなかった。TUCはTC同様、参加労組の代表者の自発的な集まりであった。しかしTCとは異なって、全国の労組加盟員のほぼ3分の2を擁する諸労組の支持を確保していた。

TUCに出てくる代表達は、その背後の労組が擁する加盟員の数だけの投票権を持っていた。当初はTCとの区別が明瞭でなかったが、1894年にTUCは、中央労組を代表する者がもう一度地方から代表になるのはおかしいという理由によって、TCを加盟から除外することにした。90年代を通じて、TUCではリベラル派と社会主義派の厳しい闘争があり、これがTCの加盟除外と関連している。

1899年にTUCは、従来にはなかった非常に創造的なことを成し遂げた。即ち労組運動を調整するために総連盟 (General Federation) を創設し、近代的な政党としての労働党創設の基礎となる決議案を通したのである。TUCの唯一の恒久組織は議会委員会 (Parliamentary Committee) であって、これは元々、労働代表を組織化するためではなく、労働側の法制化活動に資するためのものだった。しかし、産業面での組織化の仕事を総連盟に委ねたので、TUCは20世紀の最初の10年間、単なる議論のための組織という性格を維持していた。外部の人々は組織労働者の多数派が何を考えているかを知るために、TUCの諸決定を学ぼうとした。しかしTUCは、誰をも何をも統御していなかった。総連盟もその目的であったはずの統御力獲得には全く成功しなかった。TUCは行動のための会議ではなく、議論のための会議のままであった。